

甲

昭和二十四年五月三十一日

大臣

人事課長

事務官

次官

會計課長

事務官

総務課長



衛生試験所の事務分掌規程を左案の通り改正する  
ことと致したい。  
高裁を仰ぐ。

案示

厚生省訓第四一八号

部内一般

海軍

衛生試験所事務分掌規程を次のように改める。  
右訓令する。

昭和二十四年五月三十一日

厚生大臣



第一條 衛生試験所に、庶務課、左の三部及び薬  
用植物園を置く。

総合調整部

試験部

第二條 研究部長及び部長はそれぞれ厚生大臣がこれを命ずる。  
庶務課においては、左の事務をつかさどる。

一、人事に関する事。

二、官印の管守に関する事。

三、文書の接受、発送及び保有に関する事。

四、会計に関する事。

五、物品の出納及び保管に関する事。

六、警備及び警備に関する事。

七、医薬品等に関する事。のり及び厚生省  
薬品の小分け及び封緘に関する事。

八、図書及び資料の整備及び貸出並びに文献の複写に関する  
事。

九、い報その他の報告の編纂及び発行に関する事。

十、渉外に関する事。

十一、他の主管に属しない事。

第三條 総合調整部においては、試験、検査、研究、

針の樹立、試験検査結果の総合判定報告の作成、試  
験検査、研究記録の保管及び試験、検査、研究に  
要する機械、器具、試薬、動物等の保管、供給の調  
整に関する事務をつかさどる。

第四條 試験部においては、医薬品、化粧品、その他衛  
生用品並びに食品、添加物、器具、容器包装



温泉、毒物劇物等についてその規格、品質、純度、  
力価、定量、毒性の有無及び薬理等の試験及び検  
査に関する事務をつかさどる。

第五條 研究部においては、医薬品、化粧品その他の衛  
生用品並びに食品、添加物、器具、包装容器等の規  
格及び改良に関する研究並びに標準品の製造及び領  
布に関する事務をつかさどる。

第六條 薬用植物園においては、薬用植物の栽培培  
及び品種の改良並びに種苗の育成及び配布に関する  
事務をつかさどる。

厚生省



○官廳事項

●衛生試験所事務指令等規程改正  
衛生試験所事務指令等規程  
不と次のように改正し、昭和二十四年五月三十日から施行した。

昭和廿四年六月拾六日

官報登載  
昭和二十四年六月十八日

裏面白紙





薬発第六七七号

昭和二十四年四月十九日

12  
13

厚生大臣官房人事課長 殿

厚生省薬務局



衛生試験所の事務分掌規程の制定に  
ついて

衛生試験所の事務分掌規程を別記のように定めたいので  
御依頼致します。

や  
ら  
し  
た  
水  
野  
指  
女

裏面白紙



訓令案

◎厚生省訓令第 号

衛生試験所事務分掌規程を、次のように定める。

昭和 年 月 日

厚生大臣 林 讓 治

衛生試験所事務分掌規程

厚生省

△ 第一條 衛生試験所に副所長を置く。

副所長は、所長を佐け、所務を掌理する。

第二條 衛生試験所に、庶務課、図書室、編さん室、大阪分室及びたの三部並びに薬用植物園を置く。



綜合調整部

試験部

研究部

第三條 庶務課では、左の事務を掌る。

一 人事に関する事

二 官印の管守に関する事

厚生省

三 文書の接受、発送及び保有に関する事

四 簿記に関する事

五 会計に関する事

六 物品の出入、及び保管に関する事

七

八 営繕及び警備に関する事



七 薬品の小分及び封緘に関するこ  
と

八 渉外に関すること

九 他の主管に属しないこと

第四條 図書室では、図書の整備及び  
貸出並びに文献の複写に関する事

厚生省

務を掌る。

第五條 編さん室では、衛生試験所い報  
その他の報告の編さん及び発行に關す  
る事務を掌る。

第六條 大政分室では、主として西日本  
における國家検定を要する医薬品



及び食品等並に輸出する医薬品及び  
食品等の試験及び検査に関する事務  
を掌る。

第七條 総合調整部では、試験、検査、研  
究方針の樹立、試験、検査結果の総合  
判定報告の作成、試験、検査、研究記

厚生省

録の保管及び試験、検査、研究に要  
する機械、器具、試薬、動物等の保管、  
供給に関する事務を掌る。

第八條 試験部では、医薬品、化粧品、  
その他の衛生用品並びに食品、添加物、  
器具、容器、包装、温泉、毒劇物等



についてその規格、品質、純度、力価、  
定量、毒性の有無及び薬理等の試  
験及び検査に関する事務を掌る。

第九條 研究部では、医薬品、化粧品その  
他の衛生用品並びに食品、添加物、器  
具、容器包装等の規格及び改良に

厚生省

関する研究並びに標準品の製造及び  
頒布に関する事務を掌る。

第十條 薬用植物園では、薬用植物の栽培  
及び品種の改良並びに種苗の育成及び  
配布に関する事務を掌る。

附則



この訓令は、公布の日から、施行する。  
昭和二十二年—厚生省訓令第二二号  
衛生試験所令課程は、これを廃止す  
る。

厚  
生  
省



第一條 国立衛生試験所に、庶務課 左の三部及び薬  
用植物園を置く。

総合調整部

試験部

研究部

第二條 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 人事に関する事。
- 二 官印の管守に関する事。
- 三 文書の接受、発送及び保有に関する事。
- 四 会計に関する事。
- 五 物品の出納及び保管に関する事。
- 六 営繕及び警備に関する事。
- 七 薬品の小分及び封緘に関する事。
- 八 図書の整備及び貸出並びに文献の複写に関する事。
- 九 い報その他の報告の編纂及び発行に関する事。
- 十 渉外に関する事。
- 十一 他の主管に属しない事。

厚生省

厚生省

第三條 総合調整部においては、試験、検査、研究、  
針の樹立、試験検査結果の総合判定報告の作成、試  
験、検査、研究記録の保管及び試験、検査、研究に  
要する機械、器具、試薬、動物等の保管、供給の調  
整に関する事務をつかさどる。

第四條 試験部においては、医薬品、化粧品、その他衛  
生用品並びに食品、添加物、器具、容器包装



温泉、毒物劇物等についてその規格、品質、純度、  
力価、定量、毒性の有無及び薬理等々の試験及び検  
査に関する事務をつかさどる。

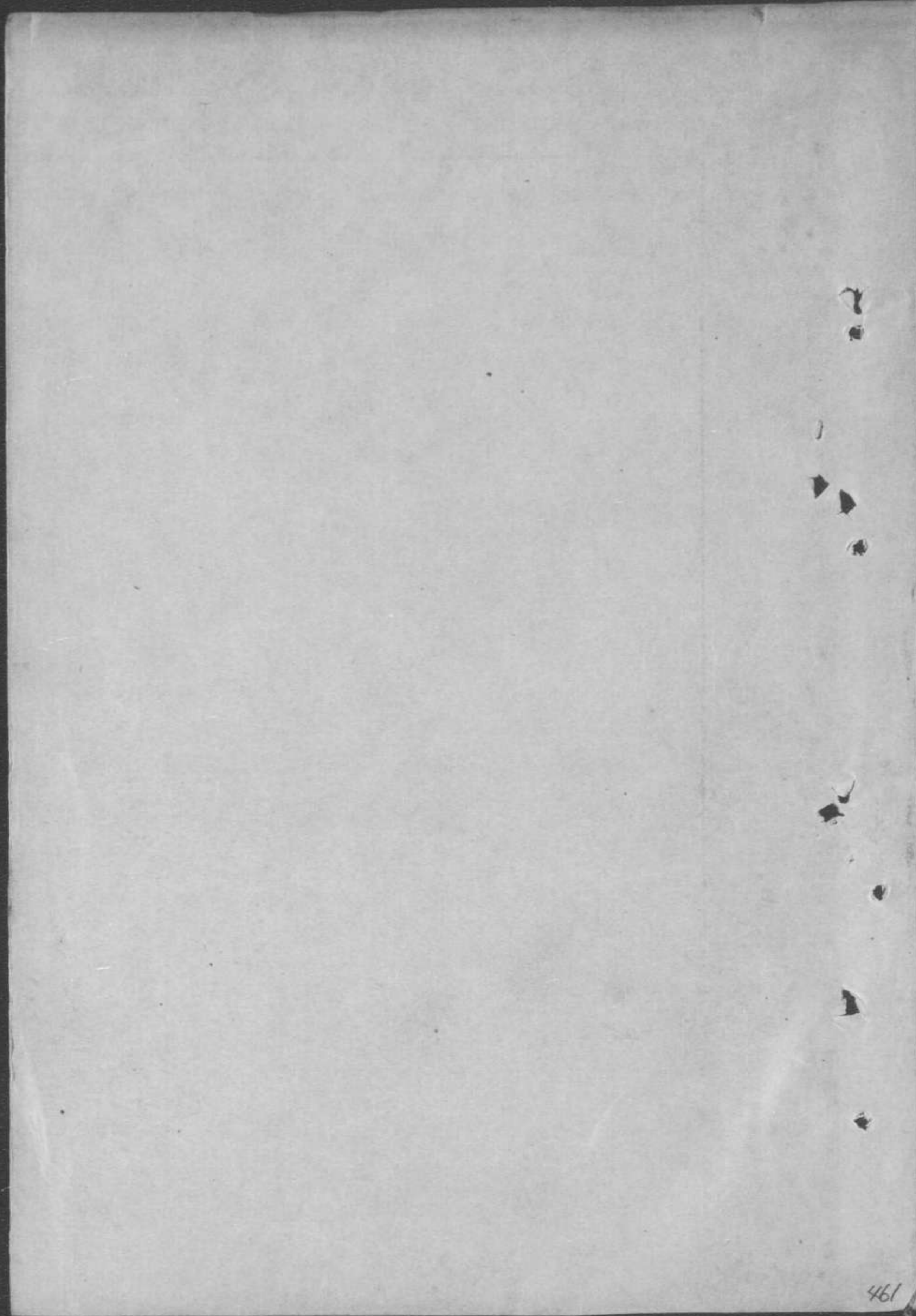
第五條 研究部においては、医薬品、化粧品その他衛  
生用品並びに食品、添加物、器具、包装容器等の規  
格及び改良に関する研究並びに標準品の製造及び領  
布に関する事務をつかさどる。

第六條 薬用植物園においては、薬用植物の栽培培  
及び品種の改良並びに種苗の育成及び配布に関す  
る事務をつかさどる。

厚生省  
衛生部

厚生省





裏面白紙



記 件 分 番	録 名 類 号	例 規				10	録 号	保 存 区 分	永 久	
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	目 次
										第 三 四 六 号
										文 書
										目 次
										件 名
										國立 榮 養 研 究 所 依 頼 試 験 規 程 の 制 定 に 関 す る 件
										摘 要
										3/1020 (告 示 第 三 号)

裏面白紙



1

463